

質問第五〇号

障害基礎年金の認定基準の改正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年二月八日

山本博司

参議院議長 西岡武夫殿

障害基礎年金の認定基準の改正に関する質問主意書

二〇〇九年六月十一日及び二〇一〇年九月十三日の二度にわたり、参議院厚生労働委員会での質疑の中で、障害基礎年金について、認定基準があいまいで、認定医次第で結果が大きく異なる等の問題点を指摘し、政府に対し認定基準を明確化するなどの見直しを求めてきた。

当該認定基準については、医療においても技術が進み、新たな疾患・障害も出てきている中で、現状にそぐわない面も出てきていることから、スピード感をもって改善を進めることが大事である。よって以下質問する。

一 二〇一〇年九月十三日の参議院厚生労働委員会での質疑に対し、山井厚生労働大臣政務官は「今年度はHIVと知的障害についても見直しを行い、年度内をめどに結論を得たい」と答弁しているが、知的障害の認定基準等について、食事の介助や会話能力などの観点から具体的にどう改善をし、いつ改正を行うのか。政府の見解を示されたい。

二 二〇一〇年十二月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(改正障害者自立

支援法)が成立し、発達障害への支援が明確になった。自閉症などの発達障害について、発達障害の特性に着目した認定基準項目を設ける必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

三 山井厚生労働大臣政務官は二〇一〇年九月十三日の参議院厚生労働委員会で「高次脳機能障害や、また化学物質過敏症のような新しい疾患についても、来年度以降の検討を予定しております」と答弁しているが、その後どう進展しているのか明らかにされたい。

右質問する。